

議員提出議案第 4 号

令和 5年 6月 26日

姫路市議会議員	竹 尾 浩 司
同	石 堂 大 輔
同	中 西 祥 子
同	宮 下 和 也
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之
同	萩 原 唯 典
同	大 西 陽 介
同	妻 鹿 幸 二
同	牧 野 圭 輔
同	金 内 義 和

姫路市議会委員会条例の一部を改正する条例について

姫路市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市議会委員会条例の一部を改正する条例

姫路市議会委員会条例（昭和52年姫路市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「会計課」の次に「、デジタル戦略室」を加え、同項第3号中「、環境局」を削り、同項第4号中「観光スポーツ局、産業局」を「農林水産環境局、観光経済局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第2条第2項に規定する常任委員会に付議されている事件は、この条例による改正後の第2条第2項の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された事件とみなす。